

食品安全委員会（第６５７回会合）議事概要

日 時：平成２９年７月１１日（火） １４：０１～１４：２５

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか ５名出席

傍聴者：報道 ０名、行政機関 ３名、一般 ６名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 １品目
CPR株を利用して生産されたＬ-シトルリン

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- ・ 肥料 １案件
普通肥料の公定規格の改正について

→農林水産省から説明。

本件について、「①「液体副産窒素肥料」の原料として「食品工業において副産されたもの」を追加することについては、既に他の種類の普通肥料において「食品工業において副産されたもの」を原料とするものの使用が認められており、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられること、

②その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加することについては、必要な管理措置が講じられるための変更であること、

③当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とすることについては、実態に合わせた変更であることから、

食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められると判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（２）食品安全委員会の運営について（平成２９年４月～６月）

→事務局から報告。

(3) その他

→フェローの委嘱について、委員長から報告した。